

News Release

2020年10月15日
株式会社日本政策投資銀行

第6回 DBJ サステナビリティボンドの発行について ～7年連続 SRI 債発行により SRI 債市場発展に貢献～

株式会社日本政策投資銀行（以下「DBJ」という。）は、2020年10月15日に、第6回 DBJ サステナビリティボンド（第85回 MTN）を発行しました。サステナビリティボンドとは、近年欧米を中心に発行が急増している社会的責任投資（SRI）債の一種であり、本件は、DBJとして7回目の SRI 債の起債となります。

環境面では、DBJは、1960年代後半からの公害対策を皮切りに、これまで約50年にわたり、環境対策事業に対して3兆円以上の投融資実績を有しています。2004年度には、「[DBJ 環境格付](#)」融資の運用を開始したほか、2011年度には、「[DBJ Green Building 認証](#)」制度の運用を開始し、環境面に配慮した取り組みを行っています（2020年3月末時点の DBJ 環境格付融資累積融資額は1兆5,165億円、2020年7月末時点の DBJ Green Building 認証物件数は773件）。

社会面では、DBJは、阪神淡路大震災等の自然災害時にセーフティネット機能を発揮してきたほか、リーマンショックや新型コロナウイルス感染症といった危機への対応も行ってまいります。

昨今の SRI 債需要の高まりを受け、DBJは2014年には初のグリーンボンドを、2015年からはサステナビリティボンドを毎年継続発行しています。2020年以降の新型コロナウイルスの感染拡大によりサステナブルファイナンス、特にその社会的な側面に注目が集まりました。係る状況下、高齢化、自然災害の多発及びインフラの整備等も含めた様々な社会的課題に対応するため、サステナビリティボンドフレームワークを更改し、気候変動の緩和、災害への耐性、ヘルスケアと社会福祉の環境面と社会面双方に焦点を当てた [フレームワーク](#) に更改いたしました。なお、今次 SRI 債で調達された資金は、環境面及び社会面に対する資金に充当されます。

本起債は、SRI 投資家による継続的な投資ニーズに応えることを企図し、第6回 DBJ サステナビリティボンドを発行するものです。なお、プロジェクト選定や資金管理等の体制については、外部認証機関である ISS ESG より [オピニオン](#) を取得しています。

本起債では、Alliance Bernstein、Crédit Agricole SA、Danske Bank Asset Management、PFA Pension、Raiffeisen Capital Management、Schroders 等の SRI 投資家へ販売し、DBJ 発行のユーロ建て SRI 債としては、2018年のユーロ建て SRI 債と並び過去最大規模の発行額となりました。投資家属性別販売構成は、中央銀行・公的機関24%、保険・年金5%、アセットマネジャー・ヘッジファンド58%、銀行13%となりました。また地域別販売構成は、欧阿中東88%、アジア・太平洋12%となりました。

DBJは、サステナビリティ基本方針で掲げるサステナビリティ経営の一環として、今後も継続的に SRI 債を発行していく方針です。企業理念「金融力で未来をデザインします」に基づき、SRI 債市場の発展を推進するとともに、環境や社会に配慮した事業を行うお客様の取り組みを積極的に支援してまいります。

News Release

本起債の内容

発行体 : 株式会社日本政策投資銀行
市場 : ユーロ市場
発行額 : 700 百万ユーロ
期間 : 4 年 (2024 年 10 月 15 日償還)
表面利率 : 0.010%
発行価格 : 100.751%
上場 : ルクセンブルク証券取引所 Euro MTF
引受主幹事 : J.P. Morgan Securities plc
Crédit Agricole Corporate and Investment Bank
Daiwa Capital Markets Europe Limited
Merrill Lynch International
調印日 : 2020 年 10 月 12 日
払込日 : 2020 年 10 月 15 日
債券格付 : A1: Moody's, A: S&P

【お問い合わせ先】

財務部 電話番号 03-3244-1820

本報道発表文は、当行の社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される目論見書が用いられます。なお、本件においては米国 1933 年証券法に基づく登録は行われません。